

審 議 票

R4.3.3

Ⅲ-3

審議項目	開示②（不開示情報）		
関係規定	現行条例		新法
	第16条		第78条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・法令秘情報	・未成年者等保護情報 ・プライバシー情報など	—
新条例への規定の可否	<p>情報公開条例の規定との整合を確保する必要がある場合は、条例で次のものを定めることができる。（新法第78条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開条例で開示することとされている情報で不開示情報から除外するもの ・ 情報公開条例で不開示とされている情報（行政機関情報公開法の不開示情報に準じるもの）で不開示とするもの 		

※ 関係規定は、別紙参照

項目と論点	不開示情報	<ol style="list-style-type: none"> ① 開示請求者以外の個人に関する不開示情報に係る規定が「プライバシー型」から「個人識別型」となることによる影響 ② 現行条例では「本市等」に含め「法人等」から除外して運用している地方三公社が、新法では「法人等」に含まれることによる影響 ③ 新法において事務又は事業遂行情報の類型として列挙されていない不開示理由や新法に規定のない法令秘情報を独自に規定する必要性 ④ 上記のほか独自に規定すべき開示情報又は不開示情報の有無 ⑤ その他、規定が変わることによる影響や留意点（情報公開条例の規定の整合など）
-------	-------	--

考え方（案）	<ol style="list-style-type: none"> ① 開示請求者以外の個人に関する不開示情報については、現行条例と新法とでは規定のされ方が異なるものの、不開示となる範囲が実質的に変わるものではなく、現行条例及び情報公開条例による取扱いとの整合を図ることは可能と考えている。 ② 地方三公社の事業に関する情報の開示・不開示は、新法では法人等事業活動情報（第1項第3号）の該当性を判断する必要があるが、専ら行政の一端として事業を行う地方三公社の性質を考慮したうえで判断することにより、現行条例及び情報公開条例による取扱いとの整合を図ることは可能と考えている。 ③ 上記以外にも、現行条例と新法の不開示情報の規定には差異が見受けられるが、各規定の適用や解釈・運用により、開示・不開示の範囲について現行条例及び情報公開条例による取扱いとの整合を図ることができるため、本市においては新条例に不開示情報に係る特段の規定を設ける必要はないと考えている。
--------	--

主な意見	<p><全体について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人識別型とプライバシー型の不開示の範囲が同じかどうかについては、ほぼ違いがないと言われているが、新法と条例の個人に関する情報の不開示範囲を比較すると、新法の規定では、識別できなくてもなお個人の権利利益を害するおそれがある情報が個人に関する不開示情報に含まれている点が明確に異なる。 ○ 個人に関する情報の不開示範囲の規定は、個人識別型とプライバシー型とでは、全国的にも個人識別型が大勢となっており、この機会に情報公開条例の方を個人識別型に改正することを考えてもよいのではないか。
	<p>（考え方（案）の是非に関する意見の状況）</p> <p>上記意見のほかは、考え方（案）に対する異論はなかった。</p>